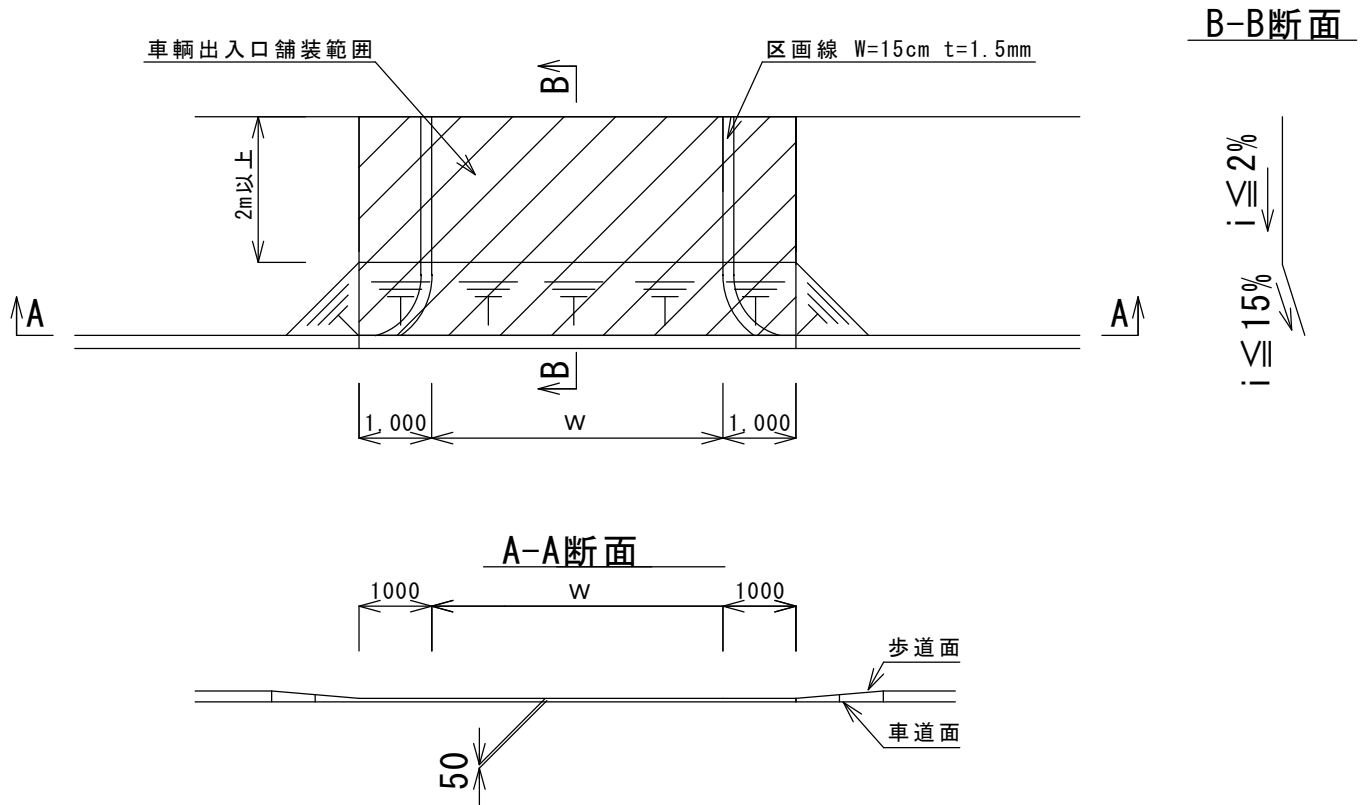
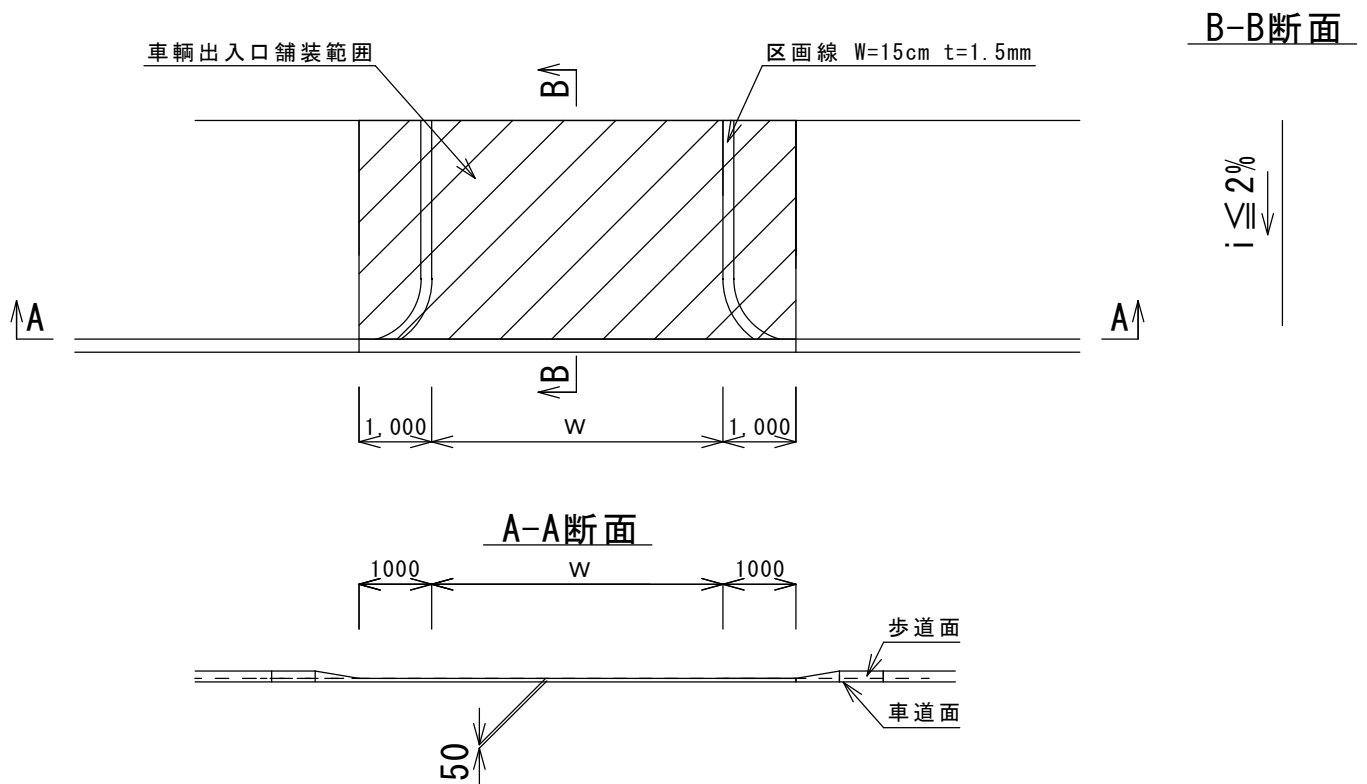


・ 歩道幅員 3 m 以上（路上施設帯がない場合）

マウンドアップ形式の場合



セミフラット形式の場合



注) 歩道巻込み部の半径(R)=1.0mを標準とするが、車両出入口部を利用する車種が大型車両の場合は、その車両の軌跡によりRを決めるものとする。

ブロック等歩板材により歩道舗装を行う場合は、区画線に替わり、ブロック等歩板材の配置(配色)を工夫するなどにより、車両出入口部を明示すること。